

守り育てようみんなの文化財



指定 質志鍾乳洞 (三ノ宮財産区・瑞穂町)



京都府教育委員会

はじめに

京都府教育委員会は、京都府文化財保護条例（昭和56年京都府条例第27号）に基づき、平成16年3月19日付けで14件の文化財を指定・登録するとともに、文化財をその環境と併せて保存するために文化財環境保全地区1件を決定しました。その内訳は建造物4件（指定3件・登録1件）、美術工芸品8件（指定）、無形民俗文化財1件（登録）、史跡名勝天然記念物1件（指定）、文化財環境保全地区1件となっています。

この冊子では、今回指定等を行った15件の文化財を写真で紹介しているほか、京都府がこれらの指定等文化財保護のために行っている事業についても、その一部を紹介しています。

これまでの刊行物とあわせて、郷土の歴史や文化を考え、理解を深めるために御活用いただければ幸いです。

平成16年11月

おしらせ

毎年この欄では、京都府指定等文化財に対して国指定等が行われ、京都府指定等が解除されたことをおしらせしていますが、平成15年度は下記の8件の文化財が国指定等文化財となりました。なお、「寺田小学校のクヌギ」は昭和59年4月14日付けで京都府天然記念物に登録されていましたが、枯死が確認されたため平成16年3月19日付けで登録を解除しました。

建造物

文化財の名称	所在地	所有者	府指定	国指定
旧三上家住宅	宮津市字河原	宮津市	平成元年4月14日	平成15年12月25日
小林家住宅	山城町大字上狛	小林雅子	平成4年4月14日	平成15年12月25日
舞鶴旧鎮守府水道施設	舞鶴市大字与保呂ほか	舞鶴市	平成13年3月23日	平成15年12月25日

美術工芸品

文化財の名称	所在地	所有者	府指定	国指定
絹本着色終南山曼荼羅図	舞鶴市大字松尾	宗教法人松尾寺	昭和160年5月15日	平成15年5月29日
革嶋家文書	(府立総合資料館保管)	京都府	昭和159年4月14日	平成15年5月29日

無形文化財

文化財の名称	住所	保持者(雅号)	府指定	国指定
竹工芸	京都市左京区下鴨	早川修平 (5世早川尚古齋)	平成4年4月14日	平成15年7月10日
木工芸	宇治市木幡	村山明	平成8年3月15日	平成15年7月10日

無形民俗文化財

文化財の名称	所在地	保護団体	府指定	国指定
松尾寺の仏舞	舞鶴市大字松尾	松尾寺仏舞保存会	昭和58年4月15日	平成16年2月6日

＝建造物＝

りょうこういん くろだびょう うもん りょう こくり
龍光院 黒田廟、禹門、寮、小庫裏

龍光院は、大徳寺の山内塔頭寺院の一つで、慶長11年（1606）に福岡城主黒田筑前守長政が、父孝高（如水）の菩提所として創建したものです。

黒田廟は、古い記録によると創建当初の建物と考えられ、屋根は当初檜皮葺でしたが、昭和40年代に現在の銅板葺に変更されました。小型の建物ですが、良材を用い、彫物等細部が極めて丁寧に仕上げられている点で大変価値の高い建物です。

禹門は、寺蔵文書及び部材の風蝕、彫物の形状から、当院が整備された慶安2年（1649）頃までには建てられていたと考えられます。小規模ではありますが、良材を用い、頭貫に線形を施すなど意匠も巧みな点が評価されます。盤桓廊と並んで、本堂南側の景観を一層惹き立てています。

寮は、国宝書院の東側に位置し、北は小庫裏に接続しています。寮の廊下は、書院と一連の化粧材で造られていることより、寮全体が書院と同じ江戸時代前期に遡る遺構と考えられます。

小庫裏の建立も、寮や書院と同年代と考えられます。明治年間に大庫裏が失われた際、入口を新設する等多少改変されていますが、大徳寺塔頭で数少ない小庫裏の遺構として重要です。

このように、龍光院は院創立の慶長期から、整備期である江戸時代前期までの建物が群として残っており、大徳寺山内の塔頭建築の諸施設を研究する上で大変貴重です。

だいしんいんほんどう つたけりげんかん しょいん たまや おもてもん
大心院 本堂（附玄関）、書院、霊屋、表門

大心院は妙心寺山内の塔頭で、創立は明応元年（1492）に室町幕府の管領であった細川政元が龍泉派開祖景川宗隆の法嗣である景堂玄訥に帰依し、現在の北区上清蔵口町付近に寺院を建立したことに始まると伝えられています。

本堂は、寛永20年（1643）頃までに建てられたと考えられ、縁廻りを中心に改造が見られるものの、仏壇及び背後の眠蔵・物入が当初のまま残されている点は、他に例が少なく貴重なものです。

書院は、明和5年（1768）に建てられたもので、主要な各部屋には色壁が用いられ、襖引き手や釘隠に七宝を施すなど、随所に数寄屋風の意匠が見られます。屋根は、銅板越葺の縁庇をまわし、若干の起りを付けることで、瓦葺にも関わらず軽快な外観を呈しています。棟札によって建立年代や造営大工等が判明しており、山内における江戸時代後期を代表する書院遺構として重要です。



指定 龍光院黒田廟 正側面 (京都市北区)



指定 龍光院禹門 正面 (京都市北区)



指定 龍光院寮、小庫裏 全景 (京都市北区)



指定 大心院本堂 全景 (京都市右京区)

霊屋は、玉鳳院涅槃堂として建てられ、平成15年に大心院へ譲られたものですが、妙心寺蔵の普請文書より造営人工や経費等が判明しており、建立された寛文6年（1666）当時の建築生産史を知る上で貴重な建物です。

表門は、梅鉢懸魚及び実肘木等の様式や茅負の軒反りから、寛永期頃の建立と推定出来ます。また、寺蔵文書より寛文4年（1664）に龍泉庵表門と交換したことが判りました。小型で簡素な構成ですが、近世前期の本庵表門の例として貴重です。

以上のように、大心院は近世期の建築群がまともって境内を構成している点で貴重です。

善法律寺 本堂、表門

善法律寺は八幡市男山東麓に位置し、正嘉年間（1257～1258）に石清水八幡宮社務職、善法律寺宮清が、東大寺より実相上人を開山として迎え創建しました。奈良唐招提寺の末寺で律宗に属します。

本堂は、境内南側の一段高い所に立っています。部材彫物の形状が石清水八幡宮の社殿の部材と近似することから、同社殿に使用された材料を用い、寛永16年（1639）頃に建てられたと考えられます。昭和28年に阿弥陀堂新築の際、背面中央間の壁を抜き通路として改造していますが、その他の改造は少なく、府内でも数少ない江戸時代前期の律宗寺院本堂としてたいへん貴重です。

表門は、境内地東北に東面して立つ高麗門です。棟札により宝暦9年（1759）の建立が確認できました。18世紀中頃の境内整備の一環として建てられたと考えられ、寺の歴史を知る上で重要です。

多久神社本殿

多久神社は京丹後市峰山町字丹波小字涌田山に鎮座します。祭神豊宇賀能売命は『丹後国風土記』にいう比治山の天女とされ、万病を治す酒を造ったことから、明治期まで天酒大明神とも称されていました。旧地は西に4500^歩行った奥地にあり、嘉永年間（1441～1444）に現在地へ移りました。

現在の本殿は、文化8年（1811）に火災に遭った後再建され、文化11年（1814）には完成したことが擬宝珠銘より判明します。

昭和2年（1928）の大雪及び丹後大地震の被害によって、桁から上の部材がほとんど取り替えられており以前の詳細な屋根形式は判りません。しかし、残された部材より当初から春日造の屋根に軒唐破風を付ける型式であったと考えられます。

地震により壊滅的な被害を受けた当地域で、数少ない19世紀前期に遡る遺構として貴重です。



指定 大心院書院 全景 (京都市右京区)



指定 大心院霊屋 正面 (京都市右京区)



指定 善法律寺本堂 正面 (八幡市)



指定 多久神社本殿 全景 (京丹後市)

＝美術工芸品＝

紙本著色草花図

20面

智源寺は旧宮津城下に所在する曹洞宗の寺院です。本図は文化元年（1804）に再興された同寺本堂室中の格天井に貼り込まれるものです。各画面には1～2種類の草花が一枝から数枝描かれ、画題は広縁側から春夏秋冬と季節が流れるように意図されています。落款により作者名が明らかで、円山派9名、四条派4名、岸派3名、土佐派2名、鶴沢派1名、原派1名の計20名が1人1面を担当して制作したことがわかります。19世紀前半、勢力を伸張してきた新興の円山・四条派を中心に、御用絵師として伝統的に高い地位を保っていた土佐派・鶴沢派を含み、京都画壇各流派の宗家と門弟の作品が一堂に会した稀有の作例として注目されます。制作年は、画家の活動時期から文化8年頃と考えられます。

個々の作品は、全般的に円山・四条派の写生画を基礎とした繊細な作風を示しますが、随所に画家の個性が発揮されており、それらを比較対照できる点においても興味深い作例といえます。各画面106cm四方。



指定 紙本著色草花図 (智源寺 宮津市)

椿〔春〕 横山華山 28歳 岸派	薔薇〔春〕 長沢蘆州 45歳 円山派	梅〔春〕 土佐光孚 32歳 土佐派	桜〔春〕 渡辺南岳 45歳 円山派	桐・鳴子百合〔春〕 奥文鳴 円山派
紫陽花〔夏〕 河村文鳳 岸派	鉄線〔夏〕 八田古秀 52歳 円山派	朝顔〔夏〕 円山応瑞 46歳 円山派	黄蜀葵〔夏〕 東東洋 57歳 円山派	牡丹〔夏〕 西村楠亭 37歳 円山派
秋海棠〔秋〕 岸倍 30歳 岸派	萩〔秋〕 山口素絢 53歳 円山派	蓮・河骨〔夏〕 石田友汀 56歳 鶴沢派	芙蓉〔秋〕 木下応受 35歳 円山派	菊・楓〔秋〕 村上東洲 土佐派
水仙・菊〔冬〕 原在中 62歳 原派	枇杷〔冬〕 岡本豊彦 39歳 四条派	高・一葉楓〔冬〕 呉春 60歳 四条派	石菖・山茶花〔冬〕 松村景文 33歳 四条派	南天〔冬〕 柴田義董 32歳 四条派

紙本著色草花図 格天井貼付 配置図

木造慈恵大師坐像

1 軀

天王山中腹に位置する宝積寺本堂の左脇壇上に安置される慈恵大師像です。慈恵大師良源（912～985）は平安時代中期の僧侶で、第18代天台座主として比叡山の繁栄を築き、天台中興の祖と仰がれています。その後鎌倉時代に慈恵大師信仰が広まり、その像は外敵調伏の力をもつと信じられたため、同時代後期を中心に数多くの慈恵大師像が造像され、今日に伝来しています。

慈恵大師の面貌は、額に皺をきざみ目尻をつりあげ、口を強く結んだきびしい表情であらわされることが特徴といえます。本像の面貌も迫真性の高い表現がなされることから、制作年代は鎌倉時代後期と考えられます。

なお、像内の銘文によって慶長11年（1606）8月に願主豊臣秀頼の命により、東寺大仏師の康正らの手により修理されたことが知られます。木造（ヒノキ）。寄木造。彩色。玉眼嵌入。像高88.4cm。



指定 木造慈恵大師坐像 (宝積寺 大山崎町)

文禄5年(1596)9月1日、明皇帝が豊臣秀吉を日本国王に册封した際に頒賜した明の冠服類です。常服(文武官の朝廷での平服)、皮弁冠服(明朝で皇帝、皇太子などが着用。朝貢などに着る祭服)と呼ばれるものからなり、現存する皇帝勅諭の頒賜品目録に記載されているものを含みます。これらは、金襴・緞子・縞子・羅・紗など明時代の染織資料として貴重であるばかりでなく、対外関係資料としても重要な遺品です。写真上は胸と背に階級をあらわす麒麟を織りだした金襴をめぐらす麒麟服。写真下は表地を縞子とした烏(くつ)。



指定 豊臣秀吉受贈明冠服類
(妙法院 京都市東山区)

もくぞうへんがく がくぶん きょうおうどう
木造扁額 額文「経王堂」

北野経王堂は、応永8年(1401)年明德の乱における死者を追善するために足利義満が建立したもので、三十三間堂の1.4倍もの規模を誇ったといえます。しかし足利氏の衰亡とともに逼塞し、室町時代後期には近隣の大報恩寺(千本釈迦堂)の管理下に入りました。

本扁額は、木造(ヒノキ)、彩色仕上げで、陰刻した文字に胡粉をもって「経王堂」と中央に大書します。寺伝及び江戸時代の地誌類は足利義満筆と伝え、経王堂の堂前を荘厳した大型の扁額は、室町時代前期を代表するものとして重要です。縦106.4cm。横60.3cm。



指定 木造扁額 額文「経王堂」
(大報恩寺 京都市上京区)

しゅんおくみょうは ぼくせき ゆいげ
春屋妙葩墨跡 遺偈

春屋妙葩(1311~1388)は、叔父である夢窓疎石(1275~1351)の高弟であり、天龍寺、南禅寺、相国寺等の住職を歴任するとともに、康暦元年(1379)には初代天下僧録に任命され、全国の禅寺・禅僧を統括して五山制度の確立に大いに寄与しました。同年12月には後醍醐天皇から智覚普明国師号を授けられました。

鹿王院は康暦元年に將軍足利義満が春屋を開山として建立した宝幢寺の開山塔で、嘉慶2年(1388)8月13日黎明、春屋は同院にて78歳の生涯を閉じました。

本遺偈は示寂2日前の日付をもつもので、字形は歪み、墨色は掠れ、とりわけ日付は重なって書かれるなど、その筆跡は末期の趣をあますところなく伝えており、南北朝動乱の時代に室町時代の臨済宗発展の礎を築いた禅僧の面目を表現したものとして貴重です。縦32.8cm、横69.5cm。

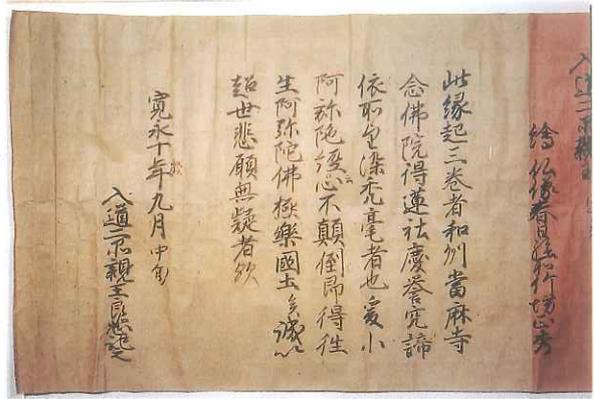


指定 春屋妙葩墨跡 (鹿王院 京都市右京区)

しよこくじししゃかんじんちやうえんぎるい
諸国寺社勸進帳縁起類

121点

室町時代後期以降、曼殊院は出家した皇族である法親王が歴代入寺し、天台五箇室門跡寺院のひとつとして高い寺格を誇りました。法親王は、詩歌、漢学、書道などの諸芸に秀れ、高い教養を身につけていたために、京都を中心に諸国の寺社から文学的修辭を勞した勸進帳や縁起などの執筆を依頼されることが多く、同院には慈雲法親王（?～1573）及び良恕法親王（1574～1643）の代のものを中心に121点もの勸進帳縁起類が伝来しています。これらは室町時代後期から江戸時代初期にかけての諸国寺社の復興の実状を示すばかりでなく、門跡寺院における文化状況を示すものとしても貴重です。写真は寛永10年（1633）良恕法親王自筆の大和当麻寺縁起の奥書部分。



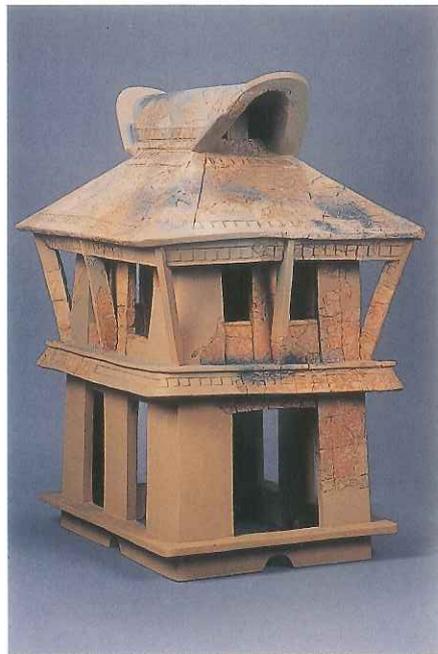
指定 諸国寺社勸進帳縁起類
(曼殊院 京都市左京区)

いえがた はにわ
家形埴輪

1個

本埴輪は、大山崎町字下植野に所在した土辺古墳（方墳）の周溝から出土したもので、同時に出土した円筒形埴輪片の形状などから4世紀後半（古墳時代前期）のものと考えられます。

形状は高床式入母屋造で、開口部が広く取られている点、全体に丹塗りとなっている点から祭殿を表現したものと考えられます。また、比較的大型である点、写實的、立体的な表現が多く用いられる点は特筆されます。さらに注目されることは類杖と呼ばれる深い軒先を支える斜め方向の部材8本が表現されることです。類杖は家形埴輪には類例はなく、中国や東南アジアの現存建物にみられるのみであることから、日本の古代建築を考えるうえで重要です。総高（推定）101cm。府立山城郷土資料館保管。



指定 家形埴輪 (京都府)

きさいちまるやまこふんしゆつどひん
私市円山古墳出土品

一括

由良川北岸の丘陵頂部に位置する私市円山古墳は、直径約71メートルを測る府内最大の円墳で国史跡に指定されています。本出土品は同古墳の墳頂部の3基の埋葬施設から未盗掘の状態出土した各種副葬品及び墳丘部から出土した埴輪、土器からなります。副葬品は鏡、玉類、甲冑類、武器類などが質量共豊富に出土しましたが、京都府北部では出土例が少ないなかで良好な保存状態で出土した甲冑類や、類例の少ない最初期の装飾性の高い鉄地金銅張胡録金具などは注目されます。古墳時代中期（5世紀第3四半世紀）の丹波地域における首長の性格を解明するうえで重要な一括資料です。綾部市資料館保管。



指定 私市円山古墳出土品 (綾部市)

＝無形民俗文化財＝

亀岡祭山鉾行事

亀岡祭は、亀岡市上矢田町に鎮座する^{くわやま}鉾山神社の例祭です。祭の起源は不詳ですが、延宝9年(1681)に祭礼復興されたと伝え、10月1日～26日にかけて行われています。

亀岡祭山鉾は、京都祇園祭の影響を受けて、故事や物語等を題材とした^{ふりゅう}風流造山として昇山が建造され、その内7基については^{ひきやま}曳山(鉾)への改装が行われました。山鉾を飾る懸装品には、京都西陣の大型^{つづれにしき}綴錦を始め、多くの渡来染織品が用いられ、町衆の文化的、経済的成熟度を窺い知ることができます。

山鉾行事は、23日から25日にかけて主な行事が行われ、各山鉾は23・24日に組み立て・飾り付けて、夕刻から^{はやし}囃子が流されます。25日午前中には、^{かたしほら}形原神社南側の旅籠町に各山鉾が集結し、平成14年には、羽衣山鉾、八幡山鉾、鉾山、武内山鉾、稻荷山、三輪山鉾、翁山鉾、蛭子山、難波山鉾、浦島山、高砂山鉾計11基が巡行に揃いました。亀岡祭山鉾行事は、亀岡祭山鉾連合会を保存会として行われ、平成10年には亀岡市指定無形民俗文化財になっています。

亀岡祭山鉾行事は、丹波地方を代表する祭礼行事として民俗的にも興味深く、資料的な価値の高い無形民俗文化財です。



登録 亀岡祭山鉾行事 山鉾集結 (亀岡市)



登録 亀岡祭山鉾行事 山鉾巡行 (亀岡市)

＝史跡名勝天然記念物＝

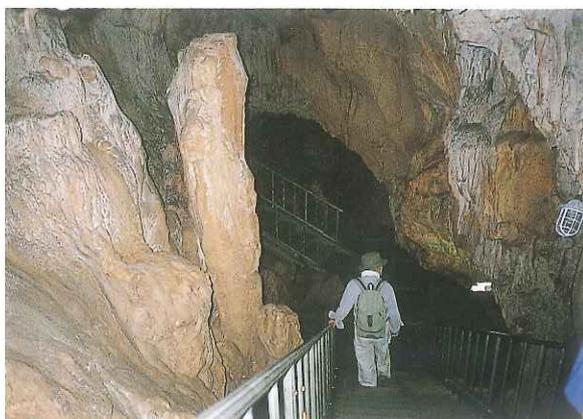
質志鍾乳洞

質志鍾乳洞は、瑞穂町を西北から東南に流れる高屋川の上流部に存在する丹波層群の玄武岩にはさまれた石灰岩中に形成されています。

鍾乳洞の洞口は大崩谷の斜面中腹、標高約390メートルの地点に開口しています。屈曲した洞の総延長は120メートル、洞口から最深部までの高低差は約25メートルの規模があります。

洞口を入るとすぐに約40度の傾斜で下降し、比高差が約8メートルの第1洞底部に至ります。そこからいったん上方へ屈曲する第2洞となり、比高約5メートルを登ります。続く第3洞の前半は垂直に近い縦穴であり、20数メートルを下降し、第4洞へつながる底部に達します。第3洞までは要所に照明と金属製梯子が設置され、一般の方々の見学ができます。

昭和14年には京都大学の学生であった吉井良三氏により、現在京都府の絶滅危惧種とされる洞穴

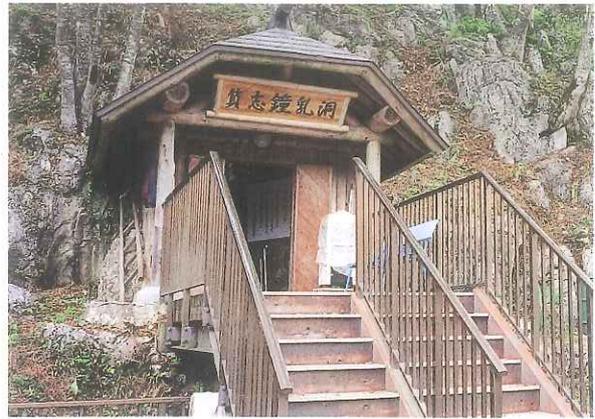


指定 質志鍾乳洞 内部 (瑞穂町)

性甲虫のゴミムシの一種が発見され、洞穴動物学の研究発祥の地として注目されました。

平成2年にいたり、瑞穂町がこの鍾乳洞を含む大崩谷一帯の整備を進め、平成5年8月に「質志鍾乳洞公園」として開園しました。

コキクガシラコウモリ等の数種のコウモリの生息場所としても重要な拠点であり、府内で唯一確認されている鍾乳洞として、地質学的及び生物学的に価値の高い洞穴地形といえます。



指定 質志鍾乳洞 入口 (瑞穂町)

＝文化財環境保全地区＝

た く じ ん じ ゃ ぶ ん か ざ い かんきょう ほ ぜん ち く 多久神社文化財環境保全地区

多久神社は、京丹後市峰山町字丹波小字涌田山に鎮座します。境内は南西から北東にかけて広がり、石段を上った高台には神饌所兼神輿庫、拜殿、本殿、覆屋及び境内社が建ち並んでいます。

本殿（府指定有形文化財）背後には、全長約100メートルに及ぶ帆立貝式の前方後円墳を盟主として約30基の古墳が集中しており、うち1号墳から4号墳までの4基を含む土地が京都府史跡「涌田山古墳群」に指定されています。

本殿背後の社叢は、風化が進み真砂化した粗粒花崗岩の小山の一角にあり、主にシイを主体とする照葉樹林となっています。かつてはアカマツが生育分布していたと見られますが、すでに大部分が立ち枯れ、現在その区域には多様な植物が存在しています。また、シイ林はその下層に常緑樹の枯葉が積み重なり、陰性のヤブツバキやシイの実生が見られる他は、構成種の種類は乏しいものとなっています。今後全体として、シイが優先する樹林へ向かうと考えられます。

以上のように、山腹に鎮座する多久神社の社叢と背後に広がる森林約1.76ヘクタールは、京都府無形民俗文化財に登録されている民俗芸能である「丹波の芝むくり」が奉納される本殿を中心に、それらを取り囲む里山全体が歴史的景観を形成しています。また、涌田山1号墳を中心に多くの古墳が集中しており貴重な保全すべき地域です。



決定 多久神社文化財環境保全地区 全景 (京丹後市)



決定 多久神社文化財環境保全地区 涌田山1号墳後円部 (京丹後市)

— 京都府指定登録文化財等の保存修理事業 —

京都府教育委員会では、文化財の保護を図るために京都府文化財保護条例（昭和56年府条例第27号）に基づいて京都府の指定登録などの文化財について、所有者が行う修理・保存事業に必要な経費の一部を補助し、必要に応じて保護活用等についての指導を行っています。

ここでは、平成15年度に行った京都府指定・登録文化財等の保存事業の概要を紹介します。

区 分	件数	事業費(千円)	補助額(千円)
① 建造物保存修理事業	9	124,752	29,385
② 建造物防災施設設置事業	4	11,047	5,243
③ 美術工芸品保存修理事業	5	19,302	9,650
④ 無形文化財保存事業	1	729	364
⑤ 記念物保存修理事業	1	8,085	4,042
⑥ 文化財環境保全地区保存事業	1	4,162	1,316
合 計	20	168,077	50,000

① 建造物保存修理事業

文化財建造物の価値を失うことなく保存していくには、日常管理のほかに一定の周期で修理を行う必要があります。修理には、解体修理、半解体修理、部分修理、屋根葺替、塗装修理があり、建物の傷んでいる場所や程度によってその方法は違ってきます。

城陽市に位置する市^{いちのべてんまん}辺天満神社は、北野天満宮から祭神として菅原道真公を祀ったのが始まりです。慶長12年（1607年）の造営以降、何度か修理が行われてきましたが、近年、地盤の沈下により社殿が傾き、屋根を始め柱や土台の腐朽等、相当痛みが進んでいました。今回、半解体修理と併せて彩色調査を行った結果、当初板壁には、梅、唐獅子などの絵が描かれていたことがわかり、創建当時の姿に復原されました。



市辺天満神社建造物保存修理事業

② 建造物防災施設設置事業

文化財建造物は木造で、屋根も檜皮葺や柿葺など植物を材料に葺かれたものが多く、火災から守るためには、早期発見や初期消火などの対応が欠かせません。そのため、自動火災報知設備や消火設備、避雷設備等の防災設備の設置が必要です。

京都市上京区に位置する妙覚寺は、多くの寺院が建ち並ぶ寺之内の一画に所在する日蓮宗寺院です。本堂を始め、祖師堂、華芳宝塔等、貴重な建物が多く存在しています。万一の出火に備えて、今回2ヶ年をかけて、自動火災報知設備を設置しました。



妙覚寺建造物防災施設設置事業（工事中）

③美術工芸品保存修理事業

美術工芸品は、紙、絹、漆、木などの脆弱な材質で作られているものが多く、それぞれの材質に応じた保存修理を一定の年月ごとに行なうことが重要です。

本年度は5件の事業を実施しました。桂林寺（舞鶴市）の絹本著色仏涅槃図1幅は、室町時代後期の制作で、縦275.0cm、横247.0cmと大幅です。画絹の損傷が著しかったため、平成14、15年度の2ヶ年かけて解体修理及び保存箱の作成を行いました。他に成相寺（宮津市）の成相寺文書・制札、本願寺（京丹後市久美浜町）の絹本著色当麻曼荼羅図1幅の保存修理が完了しました。



絹本著色仏涅槃図保存修理事業

④無形文化財保存事業

無形文化財には芸能（音楽、舞踊、演劇等）と工芸技術（陶芸、染織、漆芸等）があります。無形文化財保存事業は、これらの分野で伝統技術を身につけた方々のわざの保存伝承をはかるものです。工芸技術は優れたわざの集成として作品が残りますが、芸能では、演技の場に立ち会わなければ、後世に伝えることが困難です。今年度は、京都府指定無形文化財「上方舞（井上流）」の原田かつ子（芸名：井上かづ子）、弘田正枝（芸名：井上政枝）御両名の舞踊の公開とビデオによる記録作成を行いました。



上方舞（井上流）保存事業

⑤記念物保存修理事業

史跡・名勝・天然記念物の保存事業には、史跡等の環境整備、名勝庭園の池護岸修理、天然記念物の保護増殖など、個々の文化財に対応した多様な内容が含まれています。

今年度は、史跡萬福寺境内（宇治市）の土塀の壁面が風雨で崩落などしたため、このままでは老朽化著しく倒壊のおそれもあることから、在来工法により従来どおりに修復しました。

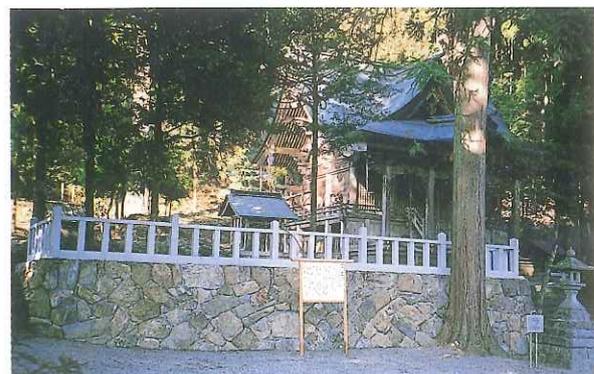


萬福寺境内保存修理事業

⑥文化財環境保全地区保存事業

文化財環境保全地区は、京都府独自の文化財保護制度で、京都府が指定・登録した有形文化財または記念物の保存のために、周辺の一定の区域を環境保全地区として定め、文化財と一体で周辺環境の保全を図っています。

八幡神社文化財環境保全地区は、茅葺きの里で有名な美山町北村の一画にあります。良好な環境を保全するため、崩れかけていた境内の石垣を積み直しました。



八幡神社文化財環境保全地区保存事業

「京都」の文化財といえば、皆さんは神社や寺院などの日本の伝統的な建物や美術工芸品を思い浮かべられるのではないのでしょうか？

京都は平安遷都以後、一千年あまりの間、日本の都として栄え、政治、経済、文化の中心地でした。明治維新により首都としての機能は失ったものの、その気質は変わることなく、常に新たな文化を創造し続けてきました。公共・商業建築や、琵琶湖疎水、発電所、橋、鉄道などの土木施設等の建設は、全国的に見ても近代化を象徴する大規模事業であり、それらの中には今なお現役で活躍しているものも多くあります。

しかし、近年、社会構造の変革に伴う急速な経済発展等により、これらの近代化に寄与した様々な建造物等が次々に姿を消していき、近代という歴史のひとこまが私たちのまわりから失われつつあります。

昭和50年（1975）の文化財保護法の改正で、文化財保護行政における地方自治体の役割が位置づけられました。これを受けて、京都府では昭和56年に文化財保護条例を制定し、これまでの間に165件の建造物を指定又は登録してきましたが、この中で神社・寺院が占める割合は93%であり、その他の若干数が民家や近代化遺産などとなっています。

ここで我が国の近代化を担った立て役者たちをいくつか紹介しましょう。

まずは、平成10年度に指定を行った舞鶴市の旧岡田橋です。



この橋は、京都府が明治14年（1881）から明治22年（1889）にかけて実施した「京都宮津間車道開さく工事」によって造られたものです。

これより以前、丹波・丹後の両地方は、馬車さえ通ることができないような細い道しかありませんでした。当時の土木技術では難事業であり、当初5ヶ年の工期計画でしたが、開さくには予定より時間がかかり4ヶ年も延長されました。

工事にあわせ、8つの橋梁の架け替えや修繕が行われましたが、現存するのはこの旧岡田橋と王子橋（亀岡市）のみとなりました。

構造は石造りアーチ形で、当初は現在と意匠の異なる高欄がついていました。石質はすべて花崗岩であり、大きめの石をアーチ状に丁寧に積み重ねているところは、当時の技術力の高さを感ぜさせます。

平成8年度に指定を行った不動川砂防施設は、相楽郡山城町の中央部を東西に流れ木津川に注ぐ不動川の上流域にあります。



江戸時代初期、山城町の山々は荒れ果て、地肌がむき出しになったハゲ山でした。大雨が降ると、この山々から土砂が流出し、不動川をはじめとする近隣の川から木津川へ流れ込みました。その結果、木津川を天井川へと変え、たびたび水害をもたらすようになりました。また土砂は舟運であった淀川に流れ込み、舟の航行を妨げたほか、大阪平野にも洪水を起こすありさまでした。そこで明治6年、政府はオランダ人技術者ヨハネス・デ・レーケを招聘し、我が国でも最初の近代的土木技術を用いて不動川砂防施設を施工しました。

明治7年から同9年に設けられた不動川支流相谷の堰堤は45基以上確認されていますが、指定された堰堤は8基で、本流に7基、支流に1基あります。いずれも切石を乱積み又は谷積みにしたもので、現在でもその機能を維持しながら、流域の治山・

治水に大きな役割を果たしています。

偉大な業績を残したヨハネス・デ・レーケの功績を後世に伝えるため、昭和57年から62年にかけて、国・府・町による「砂防環境整備事業」が実施され、水と緑と憩いの場として活用されています。



最後に、平成12年度に京都府が指定を行い、平成15年度に国の重要文化財となった桂貯水池堰堤を紹介します。



この堰堤は、舞鶴市の南東に位置する与保呂川の上流にあり、明治29年（1896）に軍用水道の水源として選定されました。

明治時代に入り、政府は隣国の清やロシアに対する戦略として、海軍力の強化を必要としました。その拠点として、横須賀、呉、佐世保のほかに日本海側の舞鶴に鎮守府を設けたのです。鎮守府とは、海軍基地の防衛、艦艇の整備、水兵の教育等の後方支援を受け持つ軍港です。施設建設のため、まずは都市基盤である水道施設・鉄道施設等の整備が進められました。

桂貯水池堰堤は、常に一定の水量を確保するため、明治32年（1899）から1年半をかけ設置されたものです。続いてその1ヶ月後、北吸浄水場が完成し、各施設へは明治34年（1901）11月に給水が開始されました。

構造は、重力式のダム構造で、構造主体は無筋コンクリート造とし、表面に花崗岩質の石を貼り付けています。水門、堰の上部にはレンガが使用されているほか、水門のアーチ中央には「M」を縦に2つ重ねた海軍のマークが刻まれ、その上部には舞鶴出身で海軍中將となった伊藤 雋吉の「清徳靈長（通）」の篆書文字が陽刻されています。コンクリート造堰堤としては国内でも初期の構造物で、当時の先端技術が導入されており、現在もなお現役で、舞鶴市内に水道水を供給しています。



京都府内にある近代の産業・交通・土木等に関する建造物等（近代化遺産）については、一部文化財として評価され、保存・活用されていますが、大部分はこれまで文化財として保存措置等が図られていませんでした。また同時に、近年では技術革新や社会構造の変化により、これら近代化遺産がますます取り壊され、立て替えられているのが現状となっています。

このような状況をふまえ、京都府では平成10年から2ヶ年に渡って「京都府近代化遺産（建造物等）総合調査」を実施しました。

この中には、近代の歴史を伝承する貴重な伝道師として、保存・活用されることを待っている構造物がたくさんあります。

この調査結果に基づき、今後も引き続き、近代化遺産を京都府の文化財として指定・登録していこうと考えています。

国指定選定文化財の全国及び京都府内所在件数等一覧表

(平成16年7月1日)

区分	種別	建造物		美術工芸品							特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物				
		件数	棟(基)数	絵画	彫刻	工芸品	書典跡籍	古文書	考古資料	歴史資料	計	史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
全国	国宝	(211)	(255)	157	125	252	223	59	40	1	857								
	重文	2250	3844	1783	2476	2141	1624	649	505	131	9309								
	計	2250	3844	1940	2601	2393	1847	708	545	132	10166	60	29	72	161	1493	289	928	2710
	登録	4141	4141																
京都府	国宝	(48)	(60)	46	37	14	81	3	2	0	183								
	重文	283	543	427	363	151	576	52	20	11	1600								
	計	283	543	473	400	165	657	55	22	11	1783	3	11	0	14	76	40	9	125
	登録	164	164																

(備考)

1. 美術工芸品の重要文化財件数は、国宝を含まない。また、美術工芸品の府内に所在する国有のものは、指定件数から除いた。
2. 建造物には、国宝と重要文化財の両者で1件とするものがある。従って、重要文化財の数には、国宝を含めた。

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成16年8月1日)

種別	有形文化財														無形文化財		民俗文化財		史跡		名勝		天然記念物		小計		文化財環境地区決定	保全地区選定	合計			
	建造物		美術工芸品							小計	無形文化財	有形		跡	勝	物	勝	物	計	決定												
	指定	登録	絵画	彫刻	工芸品	書典跡籍	古文書	考古資料	歴史資料			指定	登録								指定	登録	指定	登録	指定	登録				指定	登録	
京都市	39	6	15		13	14		2	8	5	7	64	4		1		1	1	1	111	6		4	121								
向日市	2	1																		4	1			5								
長岡京市		1	2		4				1	1		8							1	9	1	1		11								
大山崎町		1			1			1				2								2	1			3								
宇治市	7	3			3	1			2	2		8					1	2	1	19	3	2		24								
城陽市		4			1						1	1			2					1	7	4		12								
八幡市	3	2			1	2			1	1		4					1	1	1	10	2	2		14								
京田辺市	1	5			2	1			1	1		4	2							5	7	6		18								
久御山町		1							1			1					1				3				3							
井手町	1	1			1				1			1	1						1	3	2	2		7								
宇治田原町		2															1				3	2			5							
山城町	2	3		1								1					1			2	5	3			10							
木津町		3		1	1							1	1			1	1			3	5	2			10							
加茂町		1	2		3	2	1					7	3		3	3	1		1	9	10	3			22							
笠置町		2						1	1			2				1				2	3	1			6							
和束町		1	2									2			2	1			1	3	4	1			8							
精華町		1				1						1			1					2	1	1			4							
南山城村		2	2							1		2	1			1				3	3	1			7							
京北町	1						1			1		2				1	2	2		7	2	1			10							
美山町	1	1	1									1				8				2	9	2			13							
亀岡市	2	6	1		1	2	2		1		2	7	2		1	2	3		3	14	12	6			32							
園部町	2	2			1	1			1	1		3	1				1		1	7	3	1			11							
八木町	1	2													1	1	1			3	3	2			8							
丹波町		1	2		2	1		1		1		6	2							6	3	1			10							
日吉町		1			1		1					1	2		1	1				2	4	1			7							
瑞穂町		2			1							1				1			1	2	3	1			6							
和知町								1				1			1	2				2	2				4							
綾部市	5	7	1		1	2				1	1	4	2	1		3			1	12	12	5			29							
福知山市	3	2	2		1	2		2	4			10	1			4	1			14	7	3			24							
舞鶴市	6	2	2		2		1	3	2			8	2		1	1	11		1	16	16	3			35							
夜久野町		1														1	1	1		2	2				4							
三和町	1	1													1		1			2	2	2			6							
大江町	1		1			2						1	2						1	3	2				5							
宮津市	5	1	4		2	2	1	2	4	1	1	16	2		3	2	2		3	27	8	1			36							
加悦町	2		1		1							2				1	2		2	9	1				10							
岩滝町		1														1					2	1			3							
伊根町		1	1									1				2	5				3	6			9							
野田川町		1														1			1	1	2	1			4							
京丹後市	3	5	3	7	2		4		1	1	3	1	1		3	11	6		1	28	25	3			56							
地域定めず																				5	5				5							
合計	88	77	42	8	38	8	36	9	10	1	31	8	17	1	11	1	185	36	5	2	12	19	68	20	16	15	5	350	198	65	4	617

※国指定文化財に指定されたため京都府の指定(登録)が解除(取消し)となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

種 別 区 分	重要無形文化財								重要民俗文化財			重 要 的 伝 建 群 区 保 存 地	選定保持技術			
	保 持 者								有 形	無 形	計		保持者		保持団体	
	芸 能				工 芸 技 術								件	人	件	団体
	各 個		総 合		各 個		総 合									
全 国	件	人	件	団体	件	人	件	団体					件	人	件	団体
	38	57	11	11	47	56 (55)	13	13	201	229	430	62	47	51	23	25 (23)
京 都 府	3	3	0	0	11	12	0	0	3	9	12	5	17	18	5	5

3. 史跡名勝天然記念物の件数には、それぞれ特別史跡名勝天然記念物を含む。なお、件数外のものとして、京都府関係には、次のものがある。
 (1) 2府県以上のわたるもの (天)比叡山鳥類繁殖地、(史)延暦寺境内、(史)歌姫瓦窯跡、(史)琵琶湖疏水(史)石のカラト古墳
 (2) 地域を定めず指定したもので京都府に關係の深いもの(主な生息地) (特天)カモシカ、(天)小国鷄、(特天)オオサンショウウオ、
 (天)イタセンバラ、(天)アユモドキ
4. 重要無形文化財及び選定保持技術の()内は、実人数と実団体数である。

市町村文化財保護条例の制定及び指定件数等状況

(平成16年4月1日)

市町村名	有 形 文 化 財										無 形 文 化 財	民俗文化財		史 跡	名 勝	天 然 記 念 物	文 化 財 環 境 保 全 地 区	選 定 保 存 技 術	合 計	条 例 制 定 年 月	備 考	
	建 造 物		美 術 工 芸 品									有 形	無 形									
	件 数	棟 数	絵 画	彫 刻	工 芸 品	書 跡 典 籍	古 文 書	考 古 資 料	歴 史 資 料	計												
京 都 市	指定 登録 計	66 22 88	177 36 213	60 3 63	35 6 41	14 1 15	3 23 3	9 4 13	4 4 13	9 4 171		4 2 6		50 12 25	13 3 28	25 10 28	18 10 28	(9)		(269) (136) 405	56.10	
向 日 市				2	8				4	7	1	22		1	1					24	59.9	
長 岡 京 市		3	23	7	5				6	3		21			2		4			30	50.7	
大 山 崎 町		5	5		1							1								6	60.4	
宇 治 市		3	14	3	34	2	3		3	2	47	1			1		1			53	44.4	
城 陽 市		5	11		11	1		2	1	1	16		1	1	2					25	61.4	
八 幡 市				2	3				1	1	7									7	60.3	
京 田 辺 市					2				3	5				4	3					12	50.3	
久 御 山 町				1	5					6							1			7	5.4	
井 手 町					1	1				2							1			3	7.4	
宇 治 田 原 町		9	9		11		2		1	14		1		1	1					26	48.10	
山 城 町		6	10	2	4		1	3	9	19				3	3					31	47.9	7.4改正
木 津 町					2				1	3										3	60.10	
加 茂 町				1	1					2										2	61.4	
笠 置 町																				0	7.3	
和 束 町																				0	7.3	
精 華 町					4					4										4	元.4	
南 山 城 村																				0	51.12	
京 北 町				6	13	7	2	1		29			1	1		2				33	53.10	
美 山 町					10					10					11	(1)				22	元.4	
亀 岡 市		8	13	4	18	4	1	2	1	30		1	1	2		1				43	43.12	
園 部 町					5					5										5	44.3	
八 木 町		5	5		8					8										13	59.3	
丹 波 町		2	2	1	4	1	1			7			1	2						12	62.3	
日 吉 町		7	13	1	16	10	2			29		1	2	1						40	51.4	
瑞 穂 町		1	1		3	2				5				1		1				8	60.3	
和 知 町				1	3					4			1			2				7	53.12	
綾 部 市		4	6	5	13	3	4	8		33			2							39	40.4	
福 知 山 市		15	19	14	25	11	4	4	1	59		1	9	2		2				88	38.6	
舞 鶴 市		8	10	7	22	11		1	2	2	45		6	5	1	8				73	38.10	
夜 久 野 町															3					3	47.8	
三 和 町		3	3		1			2	1	4		1								8	59.12	
大 江 町				9	4	4		4		21				4						25	48.3	
宮 津 市		7	7	9	15	3	2	2	2	1	34		10	4		1	4			60	59.4	
加 悦 町		5	5	4	9	2		1	1	1	18			1	5					29	39.7	
岩 滝 町					1					1				1			1			3	40.7	
伊 根 町		1	2									1	11							13	60.6	
野 田 川 町		3	3		9	2				11			2	2		2				20	59.7	
京 丹 後 市		10	10	15	10	10	4		7	46		1	3	17	2	6	(2)			87	16.4	
郡 部 指 定 計		110	171	94	280	75	26	41	44	8	568	1	24	50	54	7	47	(3)		864		
	指定	176	348	154	315	89	29	50	48	17	702	1	28	50	67	32	65			(1,133)		条例制定市町村
	登録	22	36	3	6	1	0	23	0	4	37	0	2	50	12	3	10			(136)		39/39
合 計		198	384	157	321	90	29	73	48	21	739	1	30	100	79	35	75	(12)	0	1,269		

※文化財環境保全地区(決定)は、指定件数に含めた。



文化財愛護シンボルマーク

文化財愛護シンボルマークは、文化財愛護活動を全国に推し進めるための旗じるしとして、昭和41年5月に定められたものです。

このシンボルマークは、広げた両方の手のひらのパターンによって、日本建築の重要な要素である斗^と拱^{きょう}（組みもの）のイメージを表わし、これを三つ重ねることにより、文化財という民族の遺産を過去、現在、未来にわたり永遠に伝承していくという愛護精神を象徴したものです。

文化財保護 No.22 守り育てようみんなの文化財

発行 京都府教育委員会

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

編集 京都府教育庁指導部文化財保護課

TEL (075) 414-5901



R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています